

駐車場申込みの流れ

1. 申込書

同意事項を確認し同意のうえ、住所、氏名、連絡先、車名、**車番(ナンバープレート)**、色、利用開始日などをご記入ください。(申込書は当社事務所でもご用意しております)

2. 預金口座振替依頼・申込書

当社指定金融機関へお届けされている住所、氏名、金融機関名、支店名、普通・当座預金種目、口座番号を**左右両方**記入し、お届けされている印鑑を**押印**します。

3. 書類提出

上記書類計2通と駐車料金今月分(日割分)、翌月分、保証金、**金融機関届出印鑑**を当社までご持参ください。

4. 各種書類の交付

手続き完了後、定期駐車カードを交付し、利用説明をおこないます。

※定期駐車カードの交付は**栗東駅東口第1駐車場・栗東駅前西口駐車場のみ**

[受付時間] 金曜日を除く平日9:00~16:00

栗東都市整備株式会社

駐車場利用申込書

(手原駅北駐車場)

申込日

年 月 日

駐車番号

駐車場利用申込同意事項の内容について同意の上、申込みます。

住所	〒		
ふりがな			
氏名			
	法人の場合は事務所電話番号		
連絡先	利用者名 (契約者と異なる場合)	車名	
	自宅・携帯電話番号	車番	滋賀 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> ひらがな <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> - <input type="radio"/> <input type="radio"/>
	勤務先名・電話番号		色
利用開始日	年 月 日 ~		

※上記情報は、駐車場管理運営以外には使用しません。

申込手順

【必要書類】

- ・ 駐車場利用申込書 1 通 (本書)
- ・ 預金口座振替依頼書 (別紙)
金融機関届出印の押印と金融機関にお届けの住所を記入して下さい

【ご持参】

- ・ 保証金 : 10,000円
1ヶ月分の駐車料金 6,600円 (消費税 600円、適用税率 10%)
(区画番号 37番は 13,200円 (消費税 1,200円、適用税率 10%))
- ・ 月の途中よりお申込みの場合は上記と別に日割で駐車料金が必要となります
(1日あたり 220円 (消費税 20円、適用税率 10%) × 残日数)
(区画番号 37番は 1日あたり 440円 (消費税 40円、適用税率 10%) × 残日数)

【利用説明等】

- ・ 申込み時に利用方法・駐車料金支払方法等ご説明します

【保管場所使用承諾証明書】

- ・ 手数料 : 2,000円 (内消費税 181円、適用税率 10%)

【お申込み・お問い合わせ先】

栗東都市整備株式会社 (登録番号 : T1160001013620)

栗東駅前ウイングプラザ 2階

☎ 077-554-1919 (金曜を除く平日 9:00~16:00)

駐車場利用申込同意事項

(手原駅北駐車場)

[駐車場の名称および所在地]

- ・駐車場の名称（所在地）は、手原駅北駐車場（栗東市手原七丁目808番地）です。

[利用方法]

- ・1契約につき1台の駐車とします（区画番号37番はこの限りではありません）。

[駐車的位置]

- ・指定場所に駐車して下さい。

[駐車料金]

- ・駐車料金は6,600円（消費税600円、適用税率10%）とします。
（区画番号37番は月額13,200円（消費税1,200円、適用税率10%））
- ・申込みと同時に駐車料金を前払し、以後は、毎月末日までに翌月分を預金口座振替等によりお支払い下さい。
- ・月の中途から利用する場合の駐車料金は、日割計算により算定します。
- ・公租公課または諸物価の高騰その他やむを得ない事由のため改定する場合がありますのでご了承下さい。

[保証金]

- ・債務を担保するため、申込みと同時に10,000円を保証金として預け入れて下さい。利用期間終了後、ご返金します。
- ・保証金には利子を付さないものとする。
- ・駐車料金の延滞が生じたときは、本保証金をこれに充当します。この場合、利用者は遅滞なくこれを補填下さい。

[損害の賠償]

- ・駐車場の利用中に施設等を損傷した場合は、管理者の指示に従い原状に復すとともに、その損害を賠償して下さい。

[管理責任]

- ・駐車中に盗難及び損失が生じても、管理者は一切責任を負わないものとします。

[権利譲渡、目的外使用]

- ・駐車場利用にかかる権利を他に譲渡することはできません。
- ・駐車場を駐車以外の目的に使用することはできません。

[駐車車両及び利用者の届出]

- ・常時駐車する車両及び利用者を変更した時は遅滞なく届け出をして下さい。

[保管場所使用承諾証明書]

- ・手数料は2,000円（内消費税181円、適用税率10%）を申し受けます。
車両変更後は遅延なく届け出をしてください。
- ・証明書の使用期間欄は発行日から3ヶ月間としています。この間は原則解約いただけません。

[管理規程の遵守]

- ・別に定める駐車場管理規程を遵守して下さい。

[利用の終了]

- ・利用を終了するときには1ヶ月前までに予告をして下さい。
- ・利用期間内に終了するときには、同月分の受領済み駐車料金の払い戻しはしません。
- ・利用期間を超えて駐車した場合および駐車料金延滞による保証金相殺後駐車した場合は、1日当たり1,000円(内消費税90円、適用税率10%)の駐車料金をお支払いいただきます。

[利用の解除]

- ・利用者が明記の内容等に違反したときは、直ちに利用を解除します。
- ・利用申込者又は利用者は、反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力といかなる関係も有しないことを確約し、違反した場合は、直ちに利用を解除します。

[車両の引き取り]

- ・利用の終了その他の事由により駐車根拠がなくなった場合、遅滞なく車両を引取り下さい。
- ・車両の引取りを拒まれたり引取られない場合は、当社は当該車両を適宜処置します。この場合の費用は利用者にご負担いただきます。

[定めなき事項]

- ・定めのない事項については、その都度協議の上決定します。

駐車場管理運営規程の抜粋

(駐車の拒否)

第6条 管理者は、駐車場の利用者が、次のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火、引火及び爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設を損傷又は、汚損するおそれのあるとき。
- (4) 他の自動車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのあるとき。

(禁止行為)

第9条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物及び駐車中の他の自動車を汚染し、または損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用時間及び休業日)

第10条

- 2 管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、臨時に休業することができる。